

別紙第三

ウチスキー処理状況及被害状況

ウチスキー処理状況

(一) 受領迄の状況

昭和二十一年度第一四半期分割當雜種二十石分としウチスキーを送付せしめる上は豫て大阪地方復興局商経理部に聞いておいた處六月三十日日通田辺事業所よりウチスキーが到着したから至急受取られたい旨電話申出に接したが荷送人より當方宛には何んらの通知もなく又鍵貸切貨車一輛であるも送つて来ないで何か通知ある迄待つて呉れる様依頼しつゝおした。其の後毎日様の催促されるが何も通知がないので七月三日(と覺ゆ)荷着いた内譯知らせの電報を東和醸造宛打電したが依然何んらの返事もなかつた。

七月五日に今つて七月二日附の發送案内が東和醸造より届いたのを

数量が判つたが鍵の屈かないかで日通に電話して兎に角もう一日待つて
 もらふ事にした。その後六日作業員を連れ戻取りに行つたが日通作
 業の関係で午後になり盗難の虞もあつたといふので七日午前鍵を
 を破壊して戻取る事にして引揚げ七日豫定通り之を戻領。日通の手
 に依り運搬庫納の上早速販賣主任松浦事務官監督の下に委員附
 として内容を調査せしめた結果 480 四九九本の内ニニ本不足 360 三二六
 本の内一カ七本不足して到着数は 480 四七七。本 360 三〇四九本との報告
 を得た(七月九日調査完了)

(二)八月二日、三日特配の状況

夕方通り未到着相當数の欠損を補ふ為と偶々援護司閉鎖の
 内報があつて盗難の虞も甚少でないので社労の爲勤務員に
 一本先配給しとやらうと思ひ別紙第一の通り所長の決裁を得
 七月三十一日別紙第一の通り各課長に通知七月三十一日迄の申込数を

取纏めた處其の数量は六百七十三本となつた。これは勿論總務課を別に成年男子員数を調査しとおそろせると対照して各課申込数と疑問あるものは照會訂正さしその結果得た数量である。そこで各課(係)名、数量、代價を記入した配給表を複製し之を八月二日朝販賣主任事務官松浦喜雄(一復所屬元陸軍少尉)に交付配給せしめた。配給日は八月一日、二日の午前中と通知しとおいたが一日に次長の訓示がある中で酒の配給は日を妻へてもらいたいといふ援護司の希望があつたので一日課下げたわけである。二日(第一)日は午後五時迄届つたが販賣部から午後三時で今日の配給を打切りますとの報告を得ただけで別段何んらの報告も受けなかつたから大体暢調に行つてゐてもその殆んどは終つてゐるものと考えてゐたといふのは各課へ纏めて渡すので口教は幾何もないからである。ところで八月三日、（別紙参照）倉務課主計課職員

0437

が白浜に遠足を行ひ夕刻歸辺しくウキスキの濫賣振を聞
き驚いた次第である然し前記の通り配給表を作つて之に依
つて配給する様命じてゐるので濫賣などは考へられず只成
年男子全部で約七百本近きものウキスキを出したので之を知
つた市中一部の者が騒ぎ出したのかも知れぬ 關市にでも出され
ると困るかと思つた處が宿舎に歸つて復員課長から二千七百
本近いウキスキの出てる事又市中の人間がオート三輪車で
購入に来たことを聞き更に的場事務官が来室して調査し
た状況の報告を受けて濫賣の事實であることを知つた
翌朝販賣主任事務官松浦善雄を呼び寄せ八月二日三日
兩日の配給量は二千六百七十三本であつた事を確認した次
事である。販賣主任松浦善雄は浅野物産へ返すんだから
一本でも多く賣ればいゝんだと思つて出したと言ふが前にも

0438

記した通り二日三日の配給表を何課(何係)何名、ウキキ何本
半筆何疋といふ表を作つて二日朝これに依つて配給する様命
じ其の表を渡してゐるのここれ迄の経過に鑑みても例之宿舎
長から引揚者何名といふ請ねが来てもはなばな援護課や收容課
に電話をして各宿舎の收容員数を確かめておきて菓子一個煙草
一本も余分には渡して居ない嚴重な販賣実状を現実に見て
ゐるのこウキキといふ性質のものかといふ事も常時酒煙
草の販賣から承知してゐる事でもんな濫賣が生ずる事は小
官といふと全く信じられない事である
尚これ迄假令誰が来ても命じられた事以外は必ず釣場事
務官(販賣部委員)が小官の印の無いものは何一も賣つてはな
いといふ事があるそれがどうしてこんな事になつたか全くわけが分
らない、何故該表記載以上の数量を要求した時明日にと

0439

それよ、主計課長の的場事務官の印判を貰つて来てそれ
と言つて断らなかつたのが不思議に思ふのである

何處かにもう言つて断り切れない理由があつてそれがかう

言ふ結果になつたのではなからうかとも考へてみる。

然し何れにしても責任者である小官が不在であつたといふ事が

二千本近い数量を余分に出すに至つた重大原因である事に

間違はなく實に中譯ない次第である

ニ、被害の状況

いづれもスキは送付表に依ると如 四九九二本此の代六二七〇一三〇

〇〇三二六本此の代三〇三三〇四〇〇 計九一九三一五二〇であるが七月

七日(入庫日)八月九日にかけて現品調査した結果如 三三二本此

の代價二七四九三〇〇〇 二六七本一五六九八〇〇 計金四三三三三二〇〇

不足ともおび。其の記録は今手元にないか二千四百本入で三千三本

ハ入るおないもろが多と、堀の「カケ」もなない、処から最初から不足して
おたんでぼろか、うらかとも考へるが途中採取られたといふ事も相心
像出来た然し紙箱入だが外装の完全なもので、こんなものが相心當
にあつた、均論箱の破れたのもあり、極めて軽いのもあつて、入庫當
初から相當足らぬといふ事が相像された

七月七日入庫時より八月十日現品返却迄に破損が^{cc}九本^{cc}一本
盗難^{cc}六本^{cc}十六本で此の計三八四本^{cc}一六八本此の代價、六千三
百二十五円四十四角の損失である

一八月四日以後の處理状況

前記の様な濫賣があつたので直に松浦事務官を止め高植
事務官を販賣主任に命じ爾後の販賣業務をとらせらることに
した

配給當時出張、休務等で不在の者が相當あり(業務部當り)

休職中の差処多し(尚八月三日販賣部委員長(ニ復部長)が状況を
聞て早速(一三〇〇頃)販賣を停止したる爲在廳者で受取
つてない者もあつてこれらの者がやがてと言つて来るので八月
七日、八日各課長からかう言ふわけに配給を受けられなかつた
者であるかといふ証明を徹して未配給者に配給したりの増加
三千六本である

右の通りである詰句浅野物産へ返却したりの増加八〇九本
増加三〇四八本である

即ち増加の受拂状況は

種別	増	減	増	減	増	減
七月廿日 販賣未済		4992		4992		199箱
七月廿日 未到着数			222	4770		1
八月三日 販賣数			2673	2097		

八六〇	販賣数	126	1971	
販		96	1875	
販		16	1209	浅野=返却

cc
 360は發送案内三、三六本²体入二十四箱で不到着が一方七本破損か
 一本差引残三〇四本を浅野に返却したのである

(三) 損益関係

利益、部

単價更新割合

2388.360

(一本 12,360 → 15,000トシ
 費79 2799本)

損失、部

販賣外排出

6,325,440

$4800 \times 12360 \times 222 = 2,743,782$
 $2600 \times 900 \times 167 = 1,561,980$
 $4800 \times 12360 \times 96 = 1,186,560$
 $4800 \times 900 \times 1 = 940$
 $4800 \times 12360 \times 66 = 2,157,660$
 計 6,325,440

田邊一太郎の報告

6/5-10

第 7677, 840

燃料損失 288.480 27あり

(四) 其他

回收空瓶、清酒三八〇本、麥酒六四四一本は第一隊輸丸及
由良丸船托送、大阪地方復員局経理部宛送付済

別紙等三ツ年スキ、配給状況等の通入月上旬田邊一太郎
へ送付済

0444

別紙第一

仰 裁

七月二十五日起案

近く田辺上陸地連絡所並に田辺引揚援護局、近畿上陸地支局田辺出張所閉鎖するに付慰勞並に盜難の防止の爲勤務員に對し左記に依りウチスキー各一本宛配給し可然哉

記

一、ウチスキー 成年男子各自壹本 代價拾五圓

但し、ビール空瓶三本又はビール空瓶一本と清酒空瓶一本と引換のこと

二、配給期日、八月一日、八月二日午前中

理由 單價並に空瓶引換は盜難並に毀損甚しきには

之の補填の爲

終

別紙第一

昭和三十一年七月二十七日

連絡所 主計課長

各課長殿

物品配給の件 通知

左記物品配給したいと思ふから豫め希望数量を取纏め（派遣勤務員は勤務課に於てです）七月三十日迄に主計課宛通知願いたい尚現品配給は八月一日、二日午前中とし代金及空瓶（ウキスキー）持参販賣所にて度取られたい

記

事

品名	代價	備記
ウキスキー(各自一本)	十五圓	ウキスキー(各自一本)又はウキスキー瓶一本とウキ瓶一本)
半皮(各自一足)	五圓	

藤

0446

別紙第三

ウチスキリ^{CC} 配給状況

田边上陸地連絡所主計課長

一、ウチスキリの特賣

本ウチスキリは復員廳第三復員司総理局長の手により入手し得たものが主として引揚者に販賣するものであり當所に於ける販賣に關しては凡て大坂地方復員司総理部長の指示に依るものであり勝手に販賣することは出来ぬものである

二、入荷数量・品種・入荷(到着)月日

ラツキリウチスキリ(三級^{CC}) 四千七百七十本 七月七日

田上駅より日通の手に依り運搬受領した

三、販賣日 同数量

八月一日(日) 操下り七月二日、三日配給計二千六百七十二本である

四、實際勤務員の購入せる数量

七月二十六日、局内各課長宛照會、局内勤務の成年男子一人一本とし、此の申込期日七月三十一日迄の申込数は六百七十三本であった。特配の対照は援護局及國立鳴尾病院田辺分院勤務成年男子であるが、全部が右の者に配給したものと想つてゐる。

五、事情

援護局も近々閉鎖されるので、勤務員の成年男子にウキスキー一本宛特配十べく大阪経理部の内諾を得、上司の許可を得て販賣要領等を決定配給豫定日を八月一日、二日午前中とし、各課長宛照會し、おいたが、次長の訓示が一日にあるので、援護局の希望もあり一日は繰下りて八月二日、三日とし、各課に其の旨電話通知をした。各課の申込は休暇中で、全員の希望を聞く事は出来なから、休暇中のものは後で通知するからよろしくと、たのむ旨附記のものもあつ

たが大体七月三日、これを取纏め各課成年男子教は總務課につて
調査確認の上、品名課別教量を一枚の表に取り纏め、これに依りて
配給する様七月二日午前販賣主任松浦喜雄に手渡し、配給
せしめたるのである。

二日は七時迄居ったが別段何んらの報告もなないので大体順調
にやそあるものと思つて何んらの懸念も感じなかつたし大体各課
で纏めて渡すのだから知んぞ致すそわるものと思つておた

四八日三日は庶務課主計課總員白濱に行くことになつておた
あゝ前記事情に依り豫定通實施し連絡所には小官も
的場事務官(委員)と主として此の方の事務を担當せしめてゐる
も存りず一七〇〇白濱發海上便にて一同と共に歸田夕刻職員
宿舎に歸り復員課長から前記数量のウイスキーがあてゐる
事も聞き、當日の状況も承つたが小官としては之を信じる事

かお来たのかつた

處が斬くると的場事務官が来室し同様無統制の販賣をや
つたらしいといふ報告を受けて喫撃した様な次第だ、そして
翌日販賣主任松浦善雄を呼び取りせ之を確認した次第がある
曰小官としては援護司勤務の成年男子一人一本宛特配してやる
積りで各課長宛照會し各課毎に取纏め員数を確認しして
間違のない事を期し前記の如く表を作製して渡ししてある
のをこれ以上何の品に依らず小官の許可なくして一本一個も
出るものとは思つてゐなかつたそれよこれ迄の實蹟に徴し
懸念の余地はなかつたのである、し販賣主任は委員長委員
の指示に依り日用品も販賣するるのであつて保管物品を自由
に販賣するものではないの故に前述の様には表を作製しそ之に依
つて販賣する様指示しそみるからである。

0450

事實に逸脱揚者への販賣も「つぎ」實員数を確めて
でないに渡りもなおかつたのである。特に酒類の販賣はどう
であるといふ事は既に十分承知をある筈である
それらに干渉も（實際に干渉する人も勤務員が居るとは部外者だ
つて考へられなからう）超過しつゝなるとは常識では考へられ
ない事だ
何れにしても當日指示すべき委員二人共不在に、そのおたの
いけなかつたので此の点自責の念に堪えないう故委員が居
らなから此の敷（表の）以外は明日に、と呉れと請求者に
断つて呉れなかつたかと遺憾に思ふが今更及ばぬ事、で
あり監督の不完分であつた責任を感じ申譯を、と申すおた

阪復経第一五號 / 一四一

十月十一日送付

昭和二十一年十一月十二日

大阪地方復員局 經理部長

會計検査院 第二部 第三課 課長殿

證憑書類調査の件 依頼

總務部

昭和十六年十一月二十五日旧大阪海軍經理部が日本重化孝工業株

會社(澤州)認美(株)會社取締役社長(經学)から購入した東用

庶務課

申(志)出(馬)入(德)格(七)者(月)に因じC.I.C.より調査方指令があつ

課

たが當時の關係者も詳知せず証憑書類控も焼却却済の當部

として調査の方途がないが甚だ即迷惑下り貴院保管中の當

時の當部納帳調査の上本件は團一の証憑書類(契約書、領收書)

寫を至急送付されたい

坂本

寫送付先 大阪地方復員局 總務部長

(終)

21.11.12

0452

經理部長

阪警總第九二〇號

海軍

宛分三機長の御返り長
 十月三日附二機長三三〇五席にもういふ等の残付中ライ
 ンングサレ石油倉庫社が購入した油槽自動車及オート
 三輪車に就て御返りたか左に事取以外判明し
 ないが、承ありたい。

別に記載の如く外は昭和十九年以前に南方各戦地
 へ送られたるが概ね事實にあてが、件書取は終戦

局長

總務部長

總務部

副課長

主務

課附

日 起 案

文書 昭和三年十一月八日 發

總務部長

査閱 淨書 校合 11月8日發付

11月8日發付

4240

西大38 藥納

0453

前巻部一に存に
破たるを不明である。
(別紙添)

別紙... 補給部... 通

8840

0454

復讐船第七一六號

昭和二十一年十一月四日

大政地方復讐船部

局長

總務部長

職員

庶務課長

課附

大政地方復讐船部部長 殿

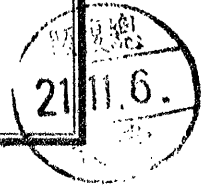
聯合國財産に關する件同答

二復讐第三〇五號に於り照會の自題の件調査したか別紙記載油槽車四

台の他は昭和十九年以前に地方各戦地に送付したことは概ね事實であ

が一件書類は終戦直前焼却済なので確たる事は不明である

一別紙一葉(終)



0455

海軍

別紙		種別	番號	所在地	現保管責任者 又は現別府倉	向上所 所在地	今区 責任者	現 状	備 考
同石	同石	同石	自動車 油槽 ジエムシー 三四年式	ジエムシー 三二年式	フオード 三二年式	同石	同石	同石	同石
同石		同石	大取相互タクシー 林氏曹長			大取市城米 二日町二丁目 二十八番地		終戦時拂下を受けた上 部官駐に於て解体の上 部官取外し他に流用 部分には屑鐵として處 分せり	終戦時老朽 の使用不可 し廢車 として 撤下
同石		同石	使用可能 送付し 近頃 完全 に 二 人	使用可能 送付し 近頃 完全 に 二 人	使用可能 送付し 近頃 完全 に 二 人	使用可能 送付し 近頃 完全 に 二 人	使用可能 送付し 近頃 完全 に 二 人	終戦時 拂下 を 受 け た 上 部 官 駐 に 於 て 解 体 の 上 部 官 取 外 し 他 に 流 用 部 分 に は 屑 鐵 と し て 處 分 せ り	終戦時 老朽 の 使用 不可 し 廢 車 と し て 撤 下

(終)

0456

復員總第九二〇號

昭和二十一年十一月八日

大阪地方復員局總務部長

復員總第二復員局總務部長殿

聯合國財産に關する件回答

十月三日附二復總第三〇五號により照會の戰時中「ライピングサン」石油會社から購入した油槽自動車及「オート三輪車」に就て關係各部を調査したが左記事項以外判明しないから彌了承ありたい

記

別記載四臺の外は昭和十九年以前に南方各戦地に送付した事は概ね事實であるが一件書類は終戦前焼却した爲に確たることは不明である

（別

紙

添

「終」

0457

別紙

種別	番號	現所在	現保管責任者 (又は現保有者)	同上所在	今後の保管責任者	現状態	備考
油槽	ジエムシ 三四年式	/	大阪相互タクシー 株式会社	大阪市城東區 關目町二丁目 二十八番	/	終戦時拂下を受けた上 記會社に於て解体の 記分品は外に流用 部分品は層とにして 不用せり	終戦時老 用老 終戦時 終戦時 終戦時
自動車	フオード 三一年式	/	同右	同右	/	使用可能車は全部 に送付し残置は とに廢車に近づく に廢車に近づく とに廢車に近づく	終戦時 終戦時 終戦時
同右	ジエムシ 三一年式	/	/	/	/	津川油槽は不明 用は油槽は不明 車は油槽は不明 とに廢車に近づく	終戦時 終戦時 終戦時

「終」

0858

限 株

蘇 限
 番 限
 櫻 井 治
 櫻 井 治
 (又) 櫻 井 治
 櫻 井 治 謹 啓

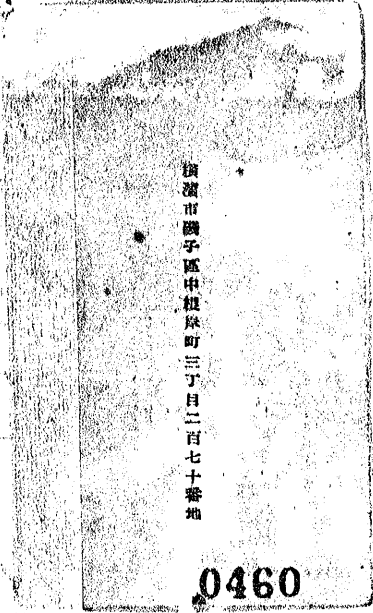
三菱信託株式會社 代理
 櫻井治
 東京都豊島区有馬町一ノ五 (毎日別館)
 電話九ノ内四六八一八番
 0459

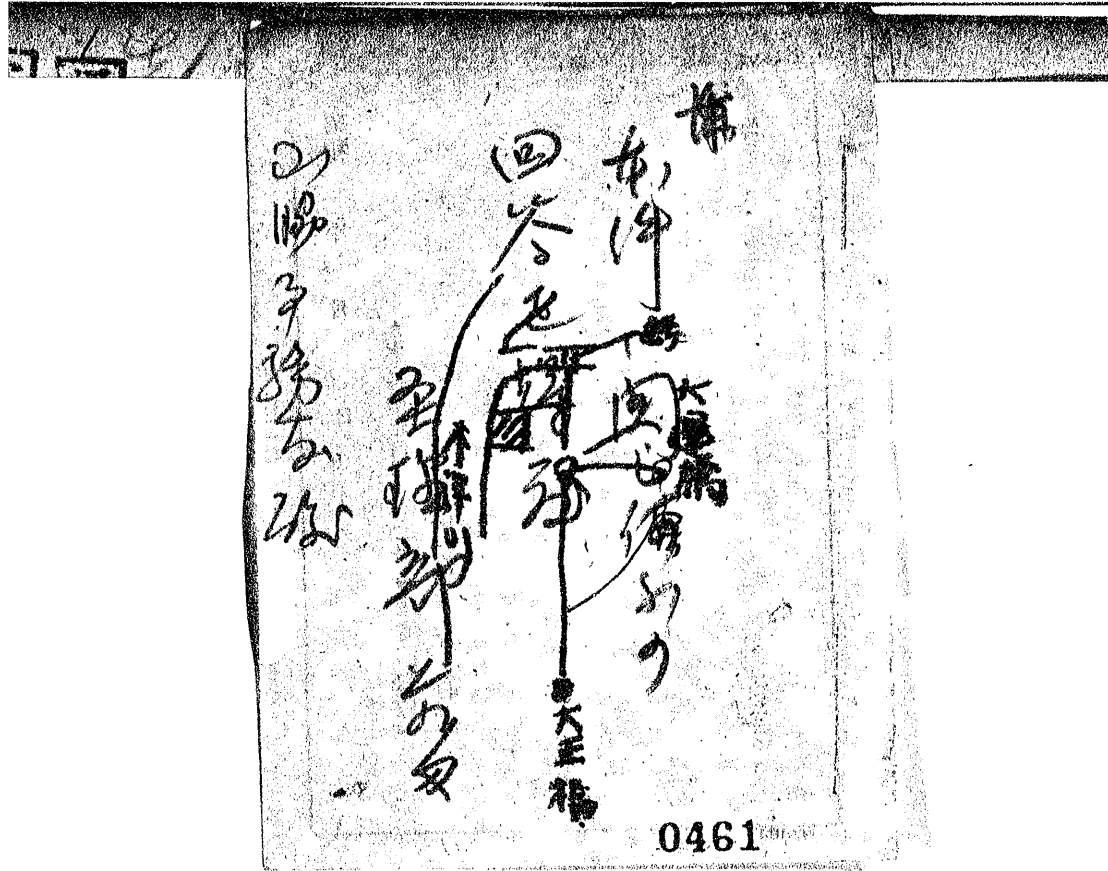
同 士 限 株
 今 翁 限 株
 櫻 井 治

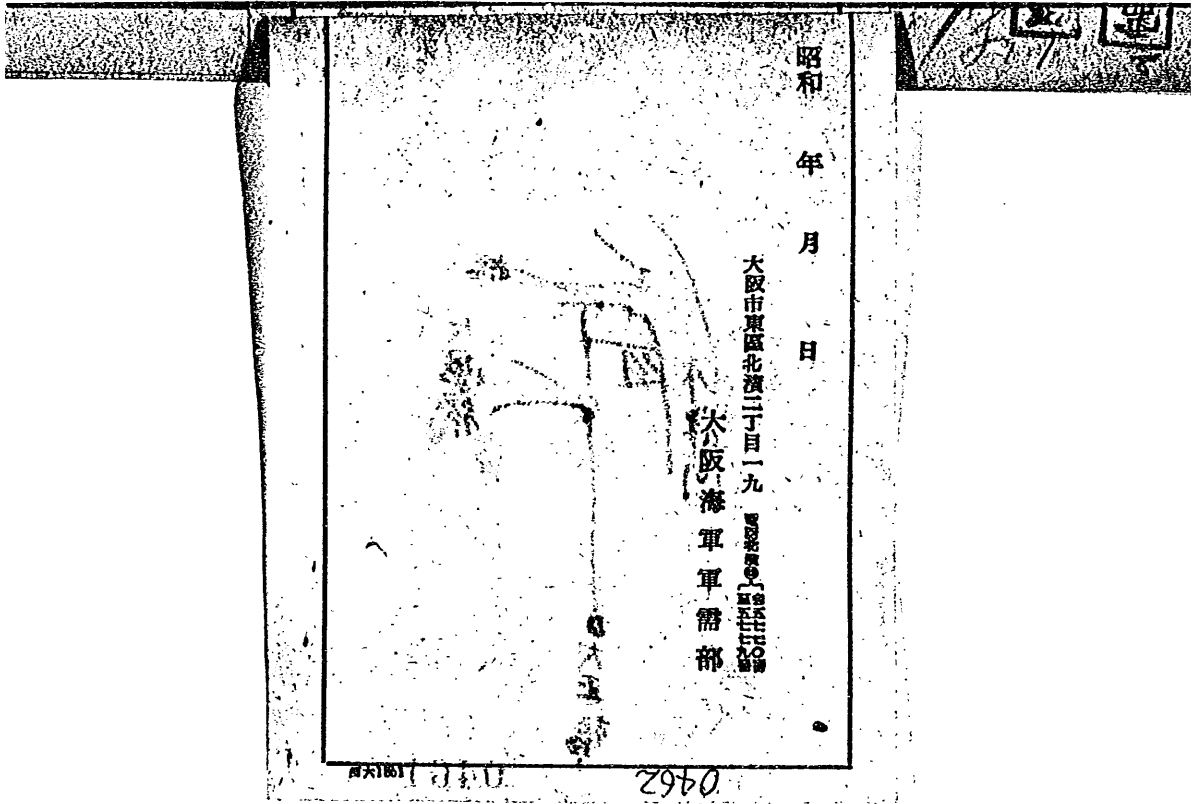
同 士 限 株
 櫻 井 治
 櫻 井 治
 櫻 井 治

同 士 限 株
 櫻 井 治
 櫻 井 治
 櫻 井 治

蘇限	前	自備車	同
番號	三四半左 ヤエヤ	三一半左 マキイ	三一半左 ヤエヤ
車種			
車種 (又ハ別冊参照)	料左會振 大別目五々々	同	
同上	關目四七番 大別目越果目	同	
管責 令給の別			
照	蘇清倍不與 彈會依用 機振品倍 機の取の 不鈍於 受解出 ハハ	與依女 用倍の 取の 解の 出の	對の 甲發 下付 論 車發 配置 全際







昭和五年十月十六日

大阪華僑府 刺書

徳信の長致



平件一旧軍あり又二運転
ニテ使切せしモノト浪々ニ
當付一書は高呼出等ニ依リ
詳細調査報告アリ

平

0463

西大 8 (大林納)

二復總第三〇五号

昭和二十一年十月三日

局長

横須賀、吳、大湊、
大阪、舞鶴、各地方復員局長殿

復員局第二復員局總務部長

聯合國財産に關する件照會

海軍が戦時中ライオンクサン石油會社から購入した別紙記載の聯合國財
務課に關し其の現狀調査並に之が完全なる保全に關し大藏省特殊財務部長
から依頼がまつた。

は左記條領により關係復員局に於て現狀調査の上至急通知願ひた

合軍財産の元保有者に返還の對象物件であるから該財産の保全に

は要するれば關係各局と連絡の上特に配慮ありたい。

必需品部長

記

0464

別紙 ライジングサン石油會社より購入の
物件明細表 一部 添

種別	番號	現所在地	現保管責任者 (又ハ現所有者)	同上所在地	今後ノ 保管責任者	現状態 (可及的詳細に 考

(添)

0465

別紙

ライジングサン石油會社より購入の物件明細表

21-2-25

關係員名	種別	番號 (No)	機名	所在地	引渡年月日	引渡番號	契約額	契約官廳	納入先	記号
	租目 機車	L83	1932 モリス	鹿児島	30-6-42	*8630	1300	横須賀 海軍工廠	横須賀 海軍工廠	契約番號
		L93	1934 フォード	"	"	"	1300	"	"	丁附七
横須賀		L94	1935 フォード	"	"	"	1300	"	"	195號
		L121	1937 ダッジ	"	"	"	1300	"	"	
		L58	1931 セネラル モーターズ	姫路	28-12-42	*8912	3911	姫路軍需部支那		姫路軍需部支那
		L25	1929 フォード	大阪	10-8-44	*752	871	大阪海軍 經理部	大阪海軍 經理部	大阪海軍 經理部
		L51	1930 フォード	"	"	"	1095	"	"	
		L53	"	"	"	"	1095	"	"	
大阪		L55	1930 シェレ	"	"	"	8885	"	"	
		L57	1931 ジェムシー	"	"	"	18095	"	"	
		L65	"	"	"	"	18095	"	"	
		L66	1930 ジェムシー	"	"	"	1539	"	"	

0466

3009番
紙紙
2枚

行司
3009番
紙紙
2枚
Ph (7-11)
21-2-25
21-2-25

5/2

大阪	油信 自動車	L 64	1930 モリス	大阪	10-8 44	752	1121	大阪海軍 総理部	大阪海軍 総理部
	"	L 70	1931 モリス	"	"	"	13030	"	"
	"	L 74	"	"	"	"	13030	"	"
	"	L 80	1932 モリス	"	"	"	1570	"	"
	"	L 91	1934 モリス	"	"	"	2091	"	"
	"	L 99	1932 ジェムシー	"	"	"	2494	"	"
	"	L116	1937 ダッチ	"	"	"	4787	"	"
	"	L118	"	"	"	"	4787	"	"

2-HV-3
2K-2

2494 (2494) - 4787 (4787)

0467

大阪	オート 三輪車	S 3	松田製作 1934 4H	大阪	0-4-46	75	260	大阪海軍 經理部	大阪海軍 經理部	
	"	S 4	松田製作 1935 4H	"	"	"	260	"	"	
大發	油槽車	タ 661	10 馬	北海道 アミヤ	28-5- 42	660	1,505.78	海軍省 經理局	海軍省 監督官 事務所	
	"	タ 681	"	青森縣 ノナイ	"	"	1,584.03	"	大發 車庫部	
横須賀	"	タ 655	"	鶴見	"	"	1,536.78	"	横須賀 四日市支部	
	"	タ 657	"	"	"	"	1,368.78	"	"	契約書 174
	"	タ 670	"	兵庫県 タナトリ	"	"	1,563.03	"	大發車庫部 徳山支部	
吳	"	タ 667	"	"	"	"	1,519.28	"	"	
	"	タサ 576	20 馬	"	"	"	918.167	"	佐伯	
舞鶴	"	タサ 583	"	"	"	"	1,004.949	"	舞鶴 車庫部	
吳	"	タ 694	10 馬	福岡縣 戸崎	"	"	1,466.78	"	大發車庫部	

0468

天	田信早	夕 699	10 地	福岡縣 西臼杵	28-3-1 42	665.1	148428	海軍省	英軍艦部 佐伯支隊	契約番號 第 17 號
舞鶴	"	夕 697	"	"	"	"	150178	"	英軍艦部 舞鶴	
佐世保	"	夕 719	"	"	"	"	141428	"	英軍艦部 佐世保	
吳	"	夕 660	"	"	"	"	157178	"	英軍艦部	
佐世保	"	夕サ 575	20 地	"	"	"	893 912	"	英軍艦部 佐世保	

相 司 4.田
- 0 和 末

0469

大阪	乗用車 自動車	q2b	1935 シボレー	大阪	10-8 44	752	2147	大阪海産 経理部	大阪海産 経理部
横須賀	"	q2b	1932 フォード	東京	20-5 43	4543	550	横須賀 海産工機	横須賀 海産工機
	"		フォードスター	鹿児島			400	"	"

(終)

復讐第一五號ノ一四〇

國立病院（含國立療養所）に對する日用品等配給に關する報告書

大坂地方復員局經濟部

二月二日 送付

前紙ト引換
前紙漏却下サ

日時 昭和二十一年十月十八日 自一三〇〇 至一六〇〇

場所 大坂地方復員局經濟部

出席者

局長

總務部長

總務部員

庶務

課附

大坂地方復員局經濟部 山口 契約課長

鴻 事務官

宮 坂 事務官

松 下 事務官

中 村 泰 治 氏

岡 田 谷 久 雄 氏

森 恒 夫 氏

洲 河 一 氏

内 海 正 人 氏

小 川 碑 行 氏

新 家 誠 一 氏

國立姫 路病院

加古川病院

鳴 尾病院

奈 良病院

和歌山病院

京都療養所

兵庫療養所

大阪療養所

白濱温泉療養所

淺野物産株式會社

大坂 支 店

山 本 文 一 氏

川 藤 繁 三 氏

丸 谷 好 三 氏

垣 谷 一 雄 氏

淺 田 兼 雄 氏

戸 川 孝 男 氏

船 見 隆 一 氏

田 上 展 吉 氏

増 田 隆 一 氏

坂 本 福 三 郎 氏

0471

名二復計第六號ノ

乗船名

名古屋上陸地連絡所主計課

家族渡片 經外地歸還海軍々人軍屬申告家族下渡部 月 日 移 籍

所 籍	官 等 級	年 月 日	給 額 報 酬 若 月 額 又 ハ 日 額	年 月 日	特 善 技 行 章	入 籍 番 號	本人氏名 フリガナ	受 取 人 続 柄 氏 名	
歸 郷 先					最 寄 郵 便 局 名	扶 養 家 族 局 員 數			
家 族 渡 ノ 諸 給 與	俸 (給 料 報 酬)	戰 時 增 俸	家 族 手 當	勤 績 手 當	賞 與	特 別 加 俸			
現 ニ 家 族 渡 中 ノ モ ノ	圓	圓	圓	圓	圓	圓			
同 上 開 始 年 月							給 與 通 牒 ヲ 添 付 セ ル 場 合 モ 記 入 ノ コ ト		
現 地 ニ テ 支 給 ヲ 受 ケ タ ル 分	月 分 迄	月 分 迄	月 分 迄	月 分 迄	月 分 迄	月 分 迄			
解 員 年 月 日	(連 絡 所 ニ テ 記 入)				派 遣 元 片 (軍 屬 ノ ミ)				
進 級 年 月 日	前 官 職 拜 命 年 月 日	前 前 官 職 拜 命 年 月 日	連 絡 所 ニ テ 支 給 濟 ノ 金 額						
增 俸 又 ハ 增 給 (軍 屬) 年 月 日	前 增 俸 年 月 日	前 前 增 俸 年 月 日	退 職 賞 與		歸 郷 旅 費				
備 考	(1) 所 籍 ノ 欄 ニ ハ 「佐 鎮」 「大 田 部 隊」 等 ト 記 入 セ ズ 「135 空」 「42 警」 等 ト 記 入 ノ コ ト (2) 軍 屬 ノ 增 俸 年 月 日 ハ 必 ズ 金 額 記 入 ノ コ ト (3) 軍 屬 ニ シ テ 現 地 採 用 ノ モ ノ ハ 派 遣 元 片 ノ 欄 ニ 年 月 日 ハ 必 ズ 金 額 記 入 ノ コ ト								

0472

「日用品等配給に関する執行的説明」(國産海軍事務局)

(1) 日用品は外地からの引揚車居民並に掃海輸送母の業務に従事する者

に對し著海軍に於ける所屬の海軍物品類似の取扱に依り昨年十一月五

十附第二復員省總務局長岡田海軍局長連名で發せられた「日用品等配給

ニ關スル件進牒」(二復員省第一號)に基いて配給せられる事となつ

た物品でその後状況の推移に伴ひ税額の上にも相違の變遷があつたが

今回又其の配給對策が國産海軍事務局の調査に基き、事ある所の配給に對し

をなす

門 配給機構

配給機構としては第二復員省總務局長(現復員省第二復員局長)の

との寄託契約に基いて淺野物産株式會社なる民間會社が代行機構とな

り、該社の配給事務及作業に基つて居るその為各地に出張所が設けられ

て居るが各地方としては從來よりあつた大阪支店(大阪市東區瓦町三

和)と「七階」が各都の管制指導の下に之を行つて居る

尙淺野物産が富部の代行として取扱つて居る日用品はすべて中央にて「一括参附資材ノ取得調歩契約ノ締結配給計畫ノ策定出何指示等ヲ實施」して居りその意味で之は中央統制品であることをお断りして置く。富部と淺野との關係を具体的に説明すると配給品種及数量の査定は富部が之を行ひ淺野としては陸海軍部發行の査定傳票通りに現品の出庫を行ひ代金決済をするといふ仕組みになつて居る。

（四）配給標準

配給を實施するに際して査定の基礎となるのは一は配給人員であり他は配給標準であるが前者については後で御相談したいと思ふが後者に關しては中央で定められてゐる（昭和二十一年四月十七日第二使員省公報掲載）配給標準中特に述べることは餘りないが他の對象に配給される品種中煙草に關しては國立病院の患者には配給がないことを特に御承知願ひたい。

尙配給標準は飽く迄も標準でありそれは現據を厚狀況の變遷を受ける

ことは冗れ難くその點今後の配給に際し調了承願したい在庫の乏しい時は配給數量の減少も已むを得ずその代り在庫豊富な品類由來のだけ病院調の布童に副ひ便宜を計ひたく思ふその意味で配給標準表甲の數が殆んどすべて「丁以内」となつて居ることはその弾力性を示す點で大いに意義があると思ふ

(四) 眞の配給に説明したい點を述べれば大略次のやうである

同日用品等受入相帳

「諸物品不足ノ現狀ヲ適々(日用品等)配給ノ適正ヲ期スル爲」日用品等受入相帳(會談中同覽)が設けられて居る此の相帳は各部が之を履行し關係總局に通報するこれによつて二重配給は防止される又各部が受込の要求をする時は此の相帳を各部に呈示することになつて居りそれによつて總局は前同返の配給状況を調査して適當なる決定をなし得るわけである

(五) 配給實際期日

並部として十月分より配給を實施する方針で該般の事務を進めて居るが酒類に關しては國立病院用の割當未着の爲差まつての配給には間に合はぬかも知れない但割當が來たり追て配給する

退記 各病院に於ける厚生費増である互助會が本配給事務を併せて行ふ場合には前述の趣旨に鑑み役員職制日用品と然らざるものとの取扱を區別し配給實施に關し遺算なきを期せられたい

0476

總務課長殿
阪復経第
五號

国立病院（含国立療養所）に對する日用品等配給に關する打合調練

大坂地方復員局經理部

昭和二十一年十月十八日

目一三〇〇
三一六〇〇

局長

出席

總務部員

庶務課長

課附

大坂地方復員局經理部

大坂地方復員局經理部

厚生省醫療局近畿出張所
八日市国立病院
宇都宮国立病院
京都国立病院
大阪国立病院
兵庫国立病院
神戶国立病院
篠山国立病院
姫路国立病院

山口 藥約課長
瀧下 事務官
松下 事務官
中谷 泰治氏
藤谷 久雄氏
野村 恒夫氏
内海 正人氏
小川 輝行氏
新本 誠一氏
山本 文一氏

加古川 病院
鳴尾 病院
奈良 病院
和歌山 国立病院
国立京都療養所
国立大阪療養所
兵庫療養所
国立白濱温泉療養所
田川 州川 仲一 藤原 勇一 長
上川 州川 仲一 藤原 勇一 長
大坂支店 増田 隆一 氏

九月廿

送付

阪復經
21.11.5
授受

0477

名二復計第六號ノ

甲片

家族渡片 經外地歸還海軍々人軍屬申告書

所轄	官等級	報月酬額 日又ハ 給料又ハ 棒給又ハ	(軍屬ノミ)	氏名	フリガナヲナス	電入籍 報番符 號
歸郷先						
解員ニ伴フ退職手當又ハ歸郷旅費受給ノ有無						
連絡所ニテ支給セル退職手當 又ハ歸郷旅費	※金額		退職手當	歸郷旅費		
	受領者印		圓	圓		
	※支給年月日		(同上) 昭和 年 月 日			
※解員年月日	昭和	年	月	日	註 軍人及判任待遇以上ノ軍屬ハ歸郷旅費ノ欄ニ 右以外ノ軍屬ハ退職手當ノ欄ニ捺印ノコト	

※印ハ連絡所ニテ記入

0478

議事録

一、開會挨拶（敬感契約課長山口事務官）

二、日用品等配給に關する概括的説明（敬感鴻事務官）

(1) 元陸軍病院であつた国立病院に對して日用品等を配給するにまつた概

算及配給對象の變遷

(2) 配給機轉

(3) 配給標準

(4) 其他

三、配給要領に關する具體的説明（敬感物産社員増田氏）

四、配給地域分擔に關する協定

大坂地方復興局の管轄は大阪、兵庫、奈良、和歌山の一府三縣である爲
醫療局近畿出張所管下全病院を概みて居らない（例京都、滋賀、船井）
當部としては津波被害地とも打合を行ふべく平打合會に關係員出席万依
頼したが欠席の爲（但親野澤出張所より大坂支店宛辭意の意向を傳へ

る種類があり、調査す。一、診療局近畿出張所の意見を参照し、同局の統制上の
問題並に病院側の受入の際の實際的便宜を考慮し、一應左の通り協定した
一、診療局近畿出張所管下全病院中左の病院は之を舞鶴陸運部の所掌とす
る

福井縣

鯖江病院、敦賀病院

京都府

舞鶴病院、福知山病院

一、右以外は大阪陸運部の所掌とする。即ち

京都府

京都病院、京都療養所、宇治病院

滋賀縣

八日市及前橋一府三縣下各病院療養所

五、各病院に於ける配給事務責任者の指定

各病院黨務課長を責任者とし、名簿は診療局近畿出張所より提出すること
にした

六、主な質疑應答

(イ) 配給對象として患者以外に職員對家は従前として飽く迄も患者のみであるにも配給して差支ないか（兵庫看護婦養成所）

(ロ) 療養所附屬の看護婦養成所生徒は後食官給の爲め一般町籍者並の家庭配給を受けて難ない現状につき配給對象に認められたい

（同右）

(ハ) 石の件に關しては同業の條件にある病院療養所は同一歩調を取りたい

（大阪療養所）

(ニ) 元陸海軍人に非ざる一般患者に對しても配給して可なるや
それなれば看護婦にも配給して
も良いと思ふが如何（姫路病院）

差支ない（患者に對しては區別せず引当者を區別せないと同様である）
前述の通り小併し此云つた現地の實情は後員局病院側共にに研究し中央上級

(四) 配給の基礎人員如何

(三) 受込に際し遠隔不便の地極にある病院療養所(前姫路病院白濱療養所)は何ヶ月分を一括受けたいと思ふが可能なりや(白濱療養所)

官廳に送來為致して中央の融合に迄待つて行く徴にしたがひ配給對象の擴大強化こそは將來の方針であると思ふ
各病院療養所よりの報告に基く衛生局近
山張所の現在員通報に基き中央で定め
た配給標準に依り配給品種数に數量の差
定を行ふ毎月十五日前迄の現在員通報に
より翌月分の配給を實施したい同通報に
職人員と受込の際の人員とに相當の異動
あるときは説明があれば状況により特
別的にする心算である
在庫の状況如何によるも三ヶ月分位の範
圍で可成注意に添ふ徴心力する

七閉 曾 換 抄 (池田山口契約課長)

(H) 支拂方法が現金拂を連前とすれば受込の際現金用意の必要もあり在庫品目の単價表が欲しい (姫川病院)

三 庶 作 製 する (後野) 従来の庶職に鑑みても當節にて定を受くる日 (金積了知の日) と後野にて現品を受取る日 (代金支拂の日) とを別にすれば本件は必ずしも必要でない

復員廳第二復員局庶務部契約課長
浦添各地方復員局庶務部契約課長

書送付先

大城地方復員局庶務部長
醫療局近畿出張所長
關東各國立病院長
後野物産株式會社大塚支店長